

No 52

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	赤坂地区放置自転車対策	開始年度	平成 12 年度
所属	赤坂地区総合支所協働推進課まちづくり推進担当		
所管課長	赤坂地区総合支所まちづくり担当課長		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(2) 魅力的な都心生活の舞台をつくる		
施策名	④ 誰にでもやさしいバリアフリーのまちづくり		

事業概要	
事業の目的	<p>自転車は身近な交通手段として、幅広く利用されています。無公害、省エネルギー、健康増進にも役立つ乗り物として今後もその利用は増加することが見込まれます。一方、自転車が放置された場合、歩行者の安全な通行の障害、公園等遊び場の危険性の増大、災害時の避難・救助活動の妨げ等、安全が確保できません。</p> <p>安全・安心なまちづくりをすすめるためにも、自転車等駐車場の整備や放置禁止区域の設定、違法駐輪の撤去を行い、道路公園等の本来の機能を回復させ、区民の安全で快適な生活環境を確保することを目的とします。</p> <p>港区総合支所処務規程第11条まちづくり推進担当第12項（放置自転車対策に関すること）</p>
事業の対象	放置自転車、放置された原動機付自転車（50CCまで）及び自転車等利用者
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下記、街づくり支援部の業務委託契約1～6に基づく支所管内の放置自転車対策業務</li> <li>・ 暫定自転車等駐車場・置場整備、管理</li> <li>・ 陳情等に基づく放置車両への警告札貼付</li> <li>・ その他放置自転車対策に付随する業務</li> </ul> <p>※以下の契約事務について、街づくり支援部土木課交通対策係において担当。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 駅前放置自転車整理等業務（①駅周辺放置自転車等整理・放置禁止指導等業務②駅周辺放置自転車等警告及び調査・通告・撤去業務③駅前放置自転車等即時撤去業務）</li> <li>2 地区内巡回等業務</li> <li>3 放置自転車撤去移送業務</li> <li>4 撤去自転車等返還業務</li> <li>5 集積所管理室監視等業務</li> <li>6 自転車等駅前乗入れ台数調査業務</li> </ol>
根拠法令	<p>港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例（平成12年4月1日一部施行）</p> <p>港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例施行規則（平成12年4月1日一部施行）</p>

事業の成果												
指標	指標1	駅前放置台数			指標2	貼付枚数（警告札）			指標3	撤去台数（自転車、原付）		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	300	384	128.0%	平成27年度	35,000	31,340	89.5%	平成27年度	1,200	1,167	97.3%
	平成28年度	300	461	153.7%	平成28年度	32,500	23,560	72.5%	平成28年度	1,150	950	82.6%
平成29年度	400	—	—	平成29年度	25,000	—	—	平成29年度	1,000	—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	<p>駅前での放置自転車台数は増加傾向にありますが、一方で地区管内全体の警告札の貼付枚数や撤去台数は減少傾向にあります。違法駐輪の撤去等の効果により、地区管内全体での放置自転車は減少してきていますが、反面、自転車駐車が未整備なため、放置禁止区域を設定できない駅周辺への放置自転車の集中が見受けられ、自転車等駐車場等の整備が課題となっています。</p>											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	556	0	0	0	0	556	0	0	556	451	81%
平成28年度	532	0	0	0	0	532	0	0	532	532	100%
平成29年度	2,174	0	0	0	0	2,174	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項	<p>平成29年度は外苑前駅暫定自転車駐車場（仮称）整備のため、放置禁止区域案内板の設置費用等を計上しています。</p>										

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	経費を算定するにあたり、実績や物品の在庫状況を考慮し、コストの削減に努めます。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	安全・安心への区民意識が高まる中、今後も区民から放置自転車への対応及び自転車等駐車場の設置の要望が見込まれます。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	他区においても同様の行政サービス（渋谷区は、渋谷駅近くや渋谷区役所近辺、区役所の敷地内に自転車等駐車場の整備や巡回指導）を行っています。
区関与の必要性（実施する必要性）	公道上の放置自転車の撤去は区以外の実施がほぼ無い状態であり、区民ニーズや業務の重要性から見ても区が実施する必要性は高いと考えられます。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	青山通り沿いの地下鉄駅では外苑前駅だけ自転車等駐車場がなく、施設の整備に向け、現実的な解決策の整備・検討が必要です。 既存の自転車駐車場についても、赤坂地区管内はすべて暫定設置のものであり、今後は本格駐車場の設置も視野に管内の施設整備を検討する必要があります。 また、自転車利用者のモラル向上のため、自転車等駐車場の利用等啓発活動を行わなければなりません。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	赤坂地区管内に設置されている自転車等駐車場がすべて暫定施設であることを踏まえ、今後、新たに設置・取得される区有施設や区有地に本格施設が併設できるかを検討する必要があります。また既存の暫定施設についても、土地権利者との関係で閉鎖となる可能性があるため、代替地を検討しておく必要があります。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	民間では同様の事業はほとんど実施しておらず、また、駐車場の利用料金は民間より低く抑えています。
② 効果性	4	すでに自転車等駐車場を整備した区域は放置台数の減少が見られ、事業の効果が確認できています。
③ 効率性	4	投入された経費に見合った効果が出ています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
------	--

- ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充（拡大または充実して実施）する必要があるもの。
- ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続（現状の内容で実施）する必要があるもの。
- ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
- ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
- ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由（事業に対する取組方針）	<p>開発等による人口の増加や自転車利用者の増加が見込まれていることから、駐車場の周知・啓発活動及び新たな自転車等駐車場設置に向けた業務を今後も継続して行う必要があります。</p> <p>また、既存の駐車場についても、今後のあり方を都度見直し、赤坂地区管内の自転車利用環境の改善をさらに図っていく必要があります。</p> <p>駐輪設備が整備されている区域は放置台数も減少しており、今後も未整備の区域への駐輪設備の整備を中心に、引き続き事業を実施する必要があります。</p>
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

No 53

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	赤坂地区地域防災力向上	開始年度	昭和 51 年度
所属	赤坂地区総合支所協働推進課協働推進係		
所管課長	赤坂地区総合支所協働推進課長		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支える		
政策名	(4) 安全で安心して暮らせる都心をつくる		
施策名	③ 地域の防災力の向上		

事業概要	
事業の目的	今後30年以内に70%の確率で発生するといわれる首都直下地震に備えて、地域住民、事業所等の地域防災力を向上させることを目的としています。
事業の対象	港区内の防災住民組織、地域防災協議会、町会・自治会、共同住宅の居住者・管理組合・管理事業者が結成した団体、高層住宅の居住者が当該高層住宅ごとに自主的に結成した防災組織等
事業の概要	<p>【防災知識普及・啓発】 区民や事業者に対して、防災知識の普及・啓発を促進するため、出前講座や防災展の実施、イベントへの参加出展を行います。</p> <p>【防災住民組織育成・支援】 防災住民組織、地域防災協議会等の地域団体の自主的な防災活動を支援するため、地域防災訓練の支援、講習会等を開催します。</p> <p>【地域防災アドバイザー派遣】 防災住民組織や地域防災協議会等に対し、防災アドバイザーを1団体につき年5回まで無料で派遣をします。</p> <p>【地域防災協議会育成・支援】 地域防災協議会の活動支援及び活動費の一部補助を行います。</p> <p>【高層住宅等の震災対策】 高層住宅の防災対策推進に向け、体制や組織づくり、防災計画の策定、防災講演会・学習会や地域団体との連携希望時に防災アドバイザーを派遣します。</p>
根拠法令	東京都震災対策条例、港区防災対策基本条例、地域防災協議会の支援に関する要綱、防災住民組織の育成に関する要綱、防災住民組織の育成に関する要綱、港区防災アドバイザー派遣要綱

事業の成果												
指標	指標1	知識普及・啓発のためのイベント等実施回数			指標2	防災訓練及び防災講座実施回数			指標3	アドバイザー派遣延べ時間数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	3	4	133.3%	平成27年度	5	7	140.0%	平成27年度	20	14	70.0%
	平成28年度	4	5	125.0%	平成28年度	7	9	128.6%	平成28年度	12	0	0.0%
	平成29年度	5	—	—	平成29年度	9	—	—	平成29年度	8	—	—
成果の概要 (指標の説明等)	<p>知識普及・啓発のためのイベント等実施回数及び防災訓練・防災講座実施回数の増加により地域住民の防災意識を高める機会が増加したため、地域防災力が向上しています。</p> <p>防災アドバイザー派遣については制度の周知方法を検討し、利用を促す必要があります。</p>											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	2,003	2,003	0	0	0	0	0	0	2,003	970	48%
平成28年度	3,651	3,651	0	0	0	0	0	0	3,651	3,073	84%
平成29年度	590	590	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項	<p>昨年度まで分かれていた「赤坂地区地域防災協議会育成・支援」「赤坂地区防災住民組織等育成・支援」「赤坂地区高層住宅棟の震災対策」「赤坂地区地域防災アドバイザー派遣」「赤坂地区防災知識普及・啓発」の5つの小事業を統合し「赤坂地区地域防災力向上」へと一本化しました。</p>										

**事務事業を取り巻く状況等**

コスト削減の工夫・余地	同様の目的を持つ「赤坂地区地域防災協議会育成・支援」「赤坂地区防災住民組織等育成・支援」「赤坂地区高層住宅棟の震災対策」「赤坂地区地域防災アドバイザー派遣」「赤坂地区防災知識普及・啓発」の5つの小事業を統合し「赤坂地区地域防災力向上」へと一本化することにより、コストの削減を図りました。	
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	熊本地震以降、地域住民の防災への関心が高まっています。防災住民組織の自主的な学習会や訓練の実施が予想され、防災訓練や出前講座等の要望・需要が増えることが見込まれます。また、避難所への関心も高まっており、有事の際は地域防災協議会の自主的な活動が求められるため、区としても積極的に後方支援します。	
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	他の自治体においても、地域防災協議会の活動支援や防災住民組織の育成・支援、知識普及・啓発活動の一環として講演会等を行っています。また、防災アドバイザー派遣事業の類似事業として東京都では、希望する自主防災組織や町会・自治会等に対して、防災専門家の講師を派遣し、「東京防災」を活用した地域防災に関するセミナーを行う「東京防災学習セミナー」を実施しています。	
区関与の必要性（実施する必要性）	地域住民に対する防災意識の普及・啓発は今後も継続して実施し、防災意識の向上を図る必要があります。また、防災住民組織や地域防災協議会の活動を区が積極的に支援することで、地域の防災力をさらに高めることができます。	
前年度の最終評価及び付帯意見	継続	
事業の課題	地域防災協議会役員の高齢化が顕著です。世代を越えた協議会組織を構築することが必要です。また、防災アドバイザー派遣件数が低いことが課題です。制度の周知方法を検討する必要があります。	
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	地域防災協議会の活動への若者の参加を促すため、誰でも参加しやすい内容の訓練を検討するとともに早くから訓練の周知を図ります。また、防災アドバイザー派遣実績を上げるため、地域情報誌を活用した周知や地域防災協議会の会合での周知、防災住民組織のイベント時における周知等、広く周知を図ります。	

**一次評価（所管課による自己評価）**

項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	防災に対する意識が高まる中、継続して地域の防災活動を支援することで、地域の防災力を強化する必要があります。
② 効果性	4	知識・普及啓発のためのイベントや出前講座の実施、防災アドバイザー派遣等により地域住民の防災意識を高めることができ、地域の防災活動を支援することで地域の防災力の向上を図ることができるため、効果的であります。
③ 効率性	4	類似事業を統合したことで、コスト面および実施手段について、より妥当かつ効率的になったと考えられます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

<b>総合評価</b>	<input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 改善 <input type="radio"/> 廃止 <input type="radio"/> 統合
-------------	---

・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充（拡大または充実して実施）する必要があるもの。  
 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続（現状の内容で実施）する必要があるもの。  
 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。  
 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。  
 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

<b>所管課による評価の理由（事業に対する取組方針）</b>	<p>今後発生が予測されている首都直下地震に備え、地域住民、事業所等の地域防災力の向上を図る必要があります。今後も継続して地域住民に対する防災意識の普及・啓発活動を行い、防災意識の向上を図るとともに、地域の防災活動を支援することで、地域の防災力の向上を図ります。</p> <p>※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載          ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載          ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載</p>
--------------------------------	---

No 54

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	赤坂地区総合防災訓練	開始年度	昭和 46 年度
所属	赤坂地区総合支所協働推進課協働推進係		
所管課長	赤坂地区総合支所協働推進課長		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(4) 安全で安心して暮らせる都心をつくる		
施策名	③ 地域の防災力の向上		

事業概要	
事業の目的	<p>地域防災計画に基づき、地域住民が防災への関心を高め、防災行動力の向上を図るとともに、区及び関係防災機関（消防署・警察署など）の協力体制を確立します。</p> <p>港区総合支所処務規程第11条協働推進係第9項（地域防災訓練に関すること）</p>
事業の対象	港区赤坂地区総合支所・区民・赤坂警察署・赤坂消防署・事業所
事業の概要	<p>毎年1回、区の地域に係る災害に関し、総合支所・区民・事業所・防災関係機関（警察・消防）等で連携を図り、自助・共助・公助を実現するため、また、職員や区民の防災意識の高揚と防災行動力の向上のために、総合防災訓練を行います。</p>
根拠法令	災害対策基本法、港区防災対策基本条例、東京都震災対策条例

事業の成果												
指標	指標1	総合防災訓練参加者数			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	1,100	897	81.5%	平成27年度				平成27年度			
	平成28年度	1,100	1,009	91.7%	平成28年度				平成28年度			
平成29年度	1,100	—	—	平成29年度		—	—	平成29年度		—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	<p>平成28年度は自助・共助をより促すため、地域の協力による運営を行うとともに、参加者が実際に身体を動かすことで災害対応力を高めることを目的として、新たな訓練ブースとして地域防災協議会による「マンホールトイレ組立訓練」や青山いきいきプラザによる「血栓予防体操」、本田技研工業株式会社による「燃料電池車展示コーナー」等を設けました。また、若者の訓練参加を促すことを目的に、防災アイドル「さんみゅ〜」に訓練を体験していただきました。結果として、当日は1,009名の方が参加しました。</p>											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	2,109	2,109	0	0	0	0	0	0	2,109	1,573	75%
平成28年度	2,675	2,675	0	0	0	0	0	0	2,675	1,837	69%
平成29年度	2,548	2,548	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	東日本大震災や熊本地震等、近年の災害の影響で区民の防災への関心が増えています。防災訓練への参加者増加を図るとともに、訓練内容の充実を図ることを考慮したため、経費は増加傾向にあります。
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	東日本大震災や熊本地震をはじめとする過去の災害の教訓を生かし、今後発生が予測されている首都直下型地震に備えて、区民・事業者・行政が連携した地域ぐるみの防災対策が求められています。
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	他の自治体においても住民・事業者・各防災関係機関との協力体制の確立に向けての総合防災訓練が行われています。
区関与の必要性(実施する必要性)	地域が一丸となって防災へ取り組むとともに協力体制を確立する必要があるため、区が実施する必要があります。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	訓練参加者の固定化が課題です。新規の訓練参加者を増やす取組が必要です。また、外国人の訓練参加者数が非常に少ないため、外国人への訓練周知も積極的に取組む必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	新たな訓練参加者の増加を図る取組として、特に若年層の参加促進を図ることを目的とし、体験型のブースを増やす等、自助・共助の重要性が伝わる魅力的な訓練ブースを検討し設置します。また、外国人の訓練参加者の増加を図る取組として、地域団体と協力して外国人ツアーを実施する等の取組を検討します。また、訓練会場の看板に英語表記を追加します。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	首都直下型地震に備え、地域住民の防災行動力の向上を図るとともに、区民・行政・各防災関係機関の協力体制を確立する必要があるため、継続して実施していく必要があります。
② 効果性	4	毎年、多くの区民が参加する事業であり、訓練内容も新たなものを取り入れつつ実施しているため、区民の防災意識の高揚と防災力向上につながる効果のある事業です。
③ 効率性	4	地域住民や行政・各防災関係者が一堂に集まり、協力しながら訓練を実施するなど、効果的に実施されています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
所管課による評価の理由(事業に対する取組方針)	<p>区及び関係防災機関(消防署・警察署など)の協力体制の確立を図るため、また、災害発生時の地域の防災行動力の向上を図るためには、今後も継続する必要があります。</p> <p>※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載          ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載          ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載</p>

No 55

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	赤坂地区生活安全活動推進事業	開始年度	昭和 63 年度
所 属	赤坂地区総合支所協働推進課協働推進係		
所 管 課 長	赤坂地区総合支所協働推進課長		
基 本 政 策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政 策 名	(4) 安全で安心して暮らせる都心をつくる		
施 策 名	⑧ 安全で安心できるまちづくりの推進		

事業概要

事業の目的	<p>以下の団体や所有者、区民等が防犯及び生活安全に関する装置の設置や活動を行った際の経費を助成することにより、防犯思想の普及徹底、青少年の健全な育成及び地域の明るい環境づくりを推進するほか、建物への侵入犯罪等の抑止及び防止を図り、安全で安心して生活できる居住環境の実現をめざします。</p> <p>港区総合支所処務規程第11条協働推進係第12項（生活安全活動等の推進に関すること）、13項（防犯協会に関すること）</p>
事業の対象	区内防犯協会、区民等及び事業者を構成員とする団体、共同住宅管理組合等
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯協会補助金 【補助限度額】 1回の申請につき、300,000円（1年度内1回）。</li> <li>・生活安全活動費 【補助限度額】 1回の申請につき、経費の総額に4分の3を乗じて得た額。上限150,000円（1年度内1回）。</li> <li>・防犯カメラ等維持管理費 【補助限度額】 防犯カメラ1台につき、上限15,000円。</li> <li>・共同住宅防犯対策助成 【補助限度額】 1対象団体につき1回限り。経費の総額に2分の1を乗じて得た額。上限500,000円。助成対象者に対し、防犯診断を実施。</li> <li>・住まいの防犯対策助成 【補助限度額】 防犯対策に要する費用が5,000円以上のものに対し、経費の総額に2分の1を乗じて得た額。上限10,000円。</li> </ul>
根拠法令	港区防犯協会補助金交付要綱、港区安全安心まちづくり補助金交付要綱

事業の成果

指標	指標1	共同住宅防犯対策助成件数			指標2	住まいの防犯対策助成件数			指標3	刑法犯認知件数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	8	1	12.5%	平成27年度	8	9	112.5%	平成27年度	853	783	91.8%
平成28年度	5	0	0.0%	平成28年度	9	3	33.3%	平成28年度	783	731	93.4%	
平成29年度	3	—	—	平成29年度	8	—	—	平成29年度	731	—	—	

成果の概要  
(指標の説明等) 防犯協会や区民等及び事業者を構成員とする団体の活動への支援を通して、地域住民の防犯意識等の向上に寄与しています。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	20,357	20,357	0	0	0	0	0	0	20,357	16,877	83%
平成28年度	9,404	9,404	0	0	0	0	△1,500	0	7,904	6,187	78%
平成29年度	18,411	18,411	0	0	0	0	—	—	—	—	—

予算・決算に関する特記事項 平成29年度は防犯カメラの設置が予定されており、予算が増額しています。

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	活動実績等により、補助金交付要綱に基づき、適正な補助金額を交付しています。平成25年度から防災課より移管された各種助成について、赤坂青山地域において、各商店会を中心に徐々に防犯カメラの配備が整備されています。整備費に対する補助金については、設置予定がないもしくは少ない場合、予算計上はされません。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	区民の防犯意識を向上させ、子どもや高齢者の安全を確保する取り組みを支援することは、需要が高いと思われます。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	他区にも、防犯カメラ整備助成制度、共同住宅防犯助成制度と類似した事業があります。
区関与の必要性（実施する必要性）	安心・安全なまちづくりを進めていくうえで、区民が防犯対策をすることが必要不可欠であるため、区が補助金により地域の防犯対策を促進する当該事業は必要です。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続 「住まいの防犯対策助成」については、補助金交付規則の原則に基づいた事務の流れに改めるとともに、引き続き、事業の見直しを行ってください。
事業の課題	「共同住宅防犯対策」と「住まいの防犯対策」の補助金の申請件数が少ないため、効果的な周知方法を検討する必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	当該事業のパンフレットの設置場所やPR方法について検討し、周知させます。また、付帯意見の趣旨を踏まえ、支援部と協議して、「住まいの防犯対策」については一部事務手続きを見直しについて検討していきます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	区民の防犯に対する関心は高く、安心・安全なまちづくりを進めていくうえで、必要性が高いです。
② 効果性	4	町会・自治会、商店街が防犯カメラを設置することや、各世帯、共同住宅で防犯機器を設置することで未然に犯罪被害を防止することができ、地域全体の防犯対策として効果的です。
③ 効率性	4	補助金制度により、区民が防犯面での意識を高める契機となり、地域の防犯対策も促進させるため、効果的です。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
------	--

- ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。
- ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。
- ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
- ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
- ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由（事業に対する取組方針）	当該事業により、区民の防犯対策が強化され、安心・安全なまちづくりを促進するため、継続させる必要があります。
-------------------------	---

※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載  
 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載  
 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載

No 56

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	赤坂地区環境浄化・暴力排除対策協議会支援	開始年度	平成 15 年度
所 属	赤坂地区総合支所協働推進課協働推進係		
所 管 課 長	赤坂地区総合支所協働推進課長		
基 本 政 策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政 策 名	(4) 安全で安心して暮らせる都心をつくる		
施 策 名	⑦ 安全で安心できるまちづくりの推進		

事業概要

事業の目的	<p>都内有数の繁華街であり、「安全・安心まちづくり推進地区」に指定されている赤坂地区について、より一層安全で安心できるまちにする活動や取組を考え、実行に移して、効果をあげていくため、区民、地域団体、事業者、関係機関等により構成される「赤坂地区環境浄化・暴力排除対策協議会」の運営・活動を支援します。</p> <p>港区総合支所処務規程第11条協働推進係第12項（生活安全活動の推進に関すること）</p>
事業の対象	協議会の構成：区民、事業者、関係団体、行政機関（区、警察）等
事業の概要	<p>「赤坂地区環境浄化・暴力排除対策協議会」の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総会・・・偶数年度に開催。</li> <li>・防犯パトロール・・・年3回実施。</li> <li>・客引き防止啓発活動の実施（客引き禁止看板の設置等）。</li> <li>・暴力団排除講習会の開催・・・協議会会員の暴力団排除に関する知識の習得や排除運動の醸成を目的として、開催（平成23年度に1回開催）。</li> </ul> <p>*平成25年度から防災課より事務移管。事業費については、平成24年まで「港区生活安全協議会」及び「六本木地区安全安心まちづくり推進会議」と合わせて計上。</p>
根拠法令	安全で安心できる港区にする条例 安全で安心できる港区にする条例施行規則

事業の成果

指 標	指標1	パトロール実施回数			指標2	協議会実施地域の犯罪認知件数			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	3	3	100.0%	平成27年度	434	406	93.5%	平成27年度			
	平成28年度	3	1	33.3%	平成28年度	406	398	98.0%	平成28年度			
	平成29年度	3	—	—	平成29年度	398	—	—	平成29年度			
成果の概要 (指標の説明等)	<p>区民・地域団体・事業者・関係機関が一体となってパトロールを実施することにより、暴力排除や客引き防止などを広く地域に訴える運動が実施できています。</p> <p>平成28年度のパトロールは3回実施予定のところ、2回雨天中止となりました。</p>											

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	67	67	0	0	0	0	0	0	67	67	100%
平成28年度	44	44	0	0	0	0	0	0	44	16	36%
平成29年度	77	77	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項	平成28年度のパトロールは3回実施予定のところ、2回雨天中止となり、参加者に配布するお茶の発注をしませんでした。										

事務事業を取り巻く状況等

コスト削減の工夫・余地	啓発品と飲料品のみの予算計上とし、削減の努力・工夫を行っています。安心安全なパトロールの実現に向けて、必要に応じて予算計上をします。平成28年度は、在庫整理の結果、十分な啓発品が残っている（雨天中止分）ことを確認したため、予算計上をしておらず、平成27年度比で予算額が減少しています。	
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	パトロールは毎回120～130名程度の参加者があり、防犯や違法看板・違法客引きの対策の意識が高いことを示しています。	
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	警視庁が環境浄化対策を強力に推進している四地区（新宿歌舞伎町、池袋、六本木、渋谷）等、繁華街における安全安心対策は各区でも実施しています。	
区関与の必要性（実施する必要性）	パトロールの中で、違法看板や違法客引きをしている店員に指導する必要があるため、区職員と警察が連携し、主導していく必要があります。	
前年度の最終評価及び付帯意見	継続	
事業の課題	参加者が積極的に運動の主旨を訴えることができる工夫を検討し、より効果的な活動にする必要があります。 また、雨天中止としていますが、平成28年度のように3回中2回中止となった場合の予備日の設定などを関係団体と検討する必要もあります。	
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	パトロール中の各自の役割を明確に指定し、参加者が積極的に運動の主旨をPRできるよう工夫します。 また、雨天となった場合を想定し、あらかじめ予備日を設定しておくことや、パトロールの中で配布する予定だった啓発品を他のパトロールや清掃活動の際に配布するなどの手法を検討します。	

一次評価（所管課による自己評価）

項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	パトロールは毎回120～130人程度の参加者があり、防犯、違法看板・違法客引きの対策に対する住民の意識の高さを示しています。
② 効果性	4	普段、町会や商店街単位で実施しているパトロールに加えて当該事業のパトロールを実施することで、防犯や違法看板や客引きの抑制につながっています。
③ 効率性	4	多くの参加者がいることで、通行人に防犯、違法看板・違法客引きの対策について効率的に啓発することができます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	<input type="radio"/> 拡充	<input checked="" type="radio"/> 継続	<input type="radio"/> 改善	<input type="radio"/> 廃止	<input type="radio"/> 統合
------	--------------------------	-------------------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

- ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充（拡大または充実して実施）する必要があるもの。
- ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続（現状の内容で実施）する必要があるもの。
- ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
- ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
- ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由（事業に対する取組方針）	住民の防犯、違法看板・違法客引きの対策に対する意識が高く、毎回120～130人の参加者がいます。当該事業のパトロールを、普段町会や商店街単位で実施しているパトロールに加えて実施することで、犯罪発生の抑制や通行人への防犯対策の啓発へとつながるため、継続させる必要があります。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

No 57

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	赤坂地区防犯灯設置助成	開始年度	昭和 46 年度
所属	赤坂地区総合支所協働推進課土木係		
所管課長	赤坂地区総合支所まちづくり担当課長		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(4) 安全で安心して暮らせる都心をつくる		
施策名	⑦ 安全で安心できるまちづくりの推進		

事業概要	
事業の目的	区内の私道に防犯灯を設置、撤去する町会又は自治会に対し、補助金を交付し、防犯灯の整備を促進し、区民の生活環境を守ることを目的とします。(要綱第1条)
事業の対象	事業の対象は、町会又は自治会が設置・撤去する防犯灯工事を対象とし、予算の範囲内で補助金を交付します。ただし、防犯灯に広告物(町会名を除く。)が提示又は記入されていないものを対象とします。(要綱第3条)
事業の概要	区内の私道に防犯灯を設置・撤去する町会又は自治会(以下「町会」という。)に対し、補助金を交付します。補助対象は、町会が設置する防犯灯工事について、防犯灯に広告物(町会名は除く。)が掲示または記入されていないこと、防犯灯の電気料金を町会で支払っていることを要件とします。補助金の額は別に定める工種別単価に工種数量を乗じて得た額と当該工事に要する実工事額のいずれか小さい額とします。
根拠法令	港区防犯灯設置及び撤去の補助に関する要綱

事業の成果												
指標	指標1	補助金交付件数			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	3	4	133.3%	平成27年度				平成27年度			
	平成28年度	3	2	66.7%	平成28年度				平成28年度			
	平成29年度	3	—	—	平成29年度				平成29年度			
成果の概要 (指標の説明等)	<p>予算は、過去3年間の実績から3件の補助金交付を想定しています。例年2件から4件の申請があり、平成28年度は、2件の申請がありました。予算が不足した場合には、総合支所間で予算流用手続きにより対応しています。</p>											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	590	590	0	0	0	0	0	0	590	582	99%
平成28年度	836	836	0	0	0	0	0	0	836	491	59%
平成29年度	852	852	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	防犯灯は必要不可欠な設備ですが、整備には経費負担が生じるため、コスト削減の必要があります。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	赤坂地区では防犯灯が556基設置されているため、今後とも防犯灯の建替え需要に応える必要があります。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	他区においても同様の行政サービスが提供されています。
区関与の必要性（実施する必要性）	私道にある防犯灯の設置・撤去や電球の取替えに対する補助で、街路灯に準じた施設となるため、区が実施する必要があります。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	防犯灯の設置・撤去は管理する町会等から申請があった場合に対応する仕組みであります。このため、申請件数に変動が生じます。平成27年度より、防犯灯にLEDを導入し、コスト削減に努めていますが、面的な整備をしていく場合、財政負担を伴うこととなります。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	この事業が、申請を受けてから対応する受け身となっており、現状の状況把握が必要と思われます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	防犯灯の老朽化による転倒の危険性や、夜間の照明確保など区民が安全・安心・快適に生活に上で、影響が大きいため事業を継続する必要があります。
② 効果性	4	平成26年度1件、平成27年度4件、平成28年度2件の申請を受けて補助を行っています。
③ 効率性	4	補助を行うことにより、私道においても夜間照明が確保され、区民の安心・安全な暮らしの達成に寄与しています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充	● 継続	○ 改善	○ 廃止	○ 統合
<ul style="list-style-type: none"> <li>・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充（拡大または充実して実施）する必要があるもの。</li> <li>・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続（現状の内容で実施）する必要があるもの。</li> <li>・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。</li> <li>・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。</li> <li>・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。</li> </ul>					

所管課による評価の理由（事業に対する取組方針）  ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	町会・自治会から要望の強く、区民の安全・安心のためにも本事業は今後も継続していく必要があります。予算要望の際に、更新需要を予測した予算要望が必用です。
---	---

No 58

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	赤坂地区まちづくり相談・まちづくりコンサルタント派遣	開始年度	平成 19 年度
所属	赤坂地区総合支所協働推進課まちづくり推進担当		
所管課長	赤坂地区総合支所まちづくり担当課長		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(5) 住民、事業者、行政の多層的なパートナーシップでまちをつくる		
施策名	① 参画と協働によるまちづくりの推進		

事業概要	
事業の目的	<p>区民が自主的なまちづくりを目指し、その調査研究活動を行う場合に、区に登録されているコンサルタント（都市計画や建築の専門家）の派遣及びまちづくり活動に関する費用等を支援します。</p> <p>港区総合支所処務規程第11条まちづくり推進担当第2項（住民参加の街づくりの相談及び調整に関すること）</p>
事業の対象	<p>まちづくり相談：区民等</p> <p>まちづくりコンサルタント派遣：まちづくりを考えている組織</p> <p>まちづくり活動助成：区に登録されたまちづくり組織</p>
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>まちづくり協議会：登録団体 2団体</li> <li>区民の発意でまちづくりに関することを自主的に考える団体として区に登録している団体と将来登録する予定の団体としてまちづくり相談をしている団体があります。</li> <li>まちづくりコンサルタント派遣：5回（1団体5回まで）</li> <li>まちづくりについて専門家を派遣し、専門家からの助言、指導を行います。</li> <li>まちづくり活動助成：1件</li> <li>まちづくりに関する活動の一部について助成金として費用負担をします。</li> </ul>
根拠法令	港区まちづくり条例及び施行規則（平成19年10月1日施行）、港区まちづくりコンサルタント派遣要綱（昭和60年4月1日）、港区まちづくり活動助成要綱（平成20年4月1日施行）

事業の成果												
指標	指標1	まちづくり協議会登録数			指標2	活動助成金件数			指標3	コンサルタント派遣件数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
		平成27年度	2	2		100.0%	平成27年度	2		1	50.0%	平成27年度
平成28年度	2	2	100.0%	平成28年度	2	1	50.0%	平成28年度	13	4	30.8%	
平成29年度	2	—	—	平成29年度	2	—	—	平成29年度	12	—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	<p>まちづくり協議会は、青山地域に一件、赤坂地域に一件の登録があります。</p> <p>青山地域のまちづくり協議会の考え方が青山ガイドラインとして形になっています。</p>											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	458	458	0	0	0	0	0	0	458	189	41%
平成28年度	588	588	0	0	0	0	0	0	588	288	49%
平成29年度	523	523	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	区民の自主的なまちづくり活動を支援する目的で取り組んでいる事業です。コンサルタント派遣のための報酬費については、港区の基準を採用しているため基準の見直しがあれば削減する余地はあります。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	まちづくり活動を開始する場合、検討課題の洗い出しや課題の整理など専門家のアドバイスが必要です。また、まちづくり組織がまちづくり活動を地域に周知（資料の印刷費等）をするための経費に対し、区からの助成等支援が望まれています。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	まちづくり条例:10区制定 まちづくり推進要綱:1区制定 専門家の派遣及び助成制度:11区有
区関与の必要性（実施する必要性）	まちづくりに関しては、区民からまちづくり相談を受けながら、団体等の目指す活動について区として助言・指導をしています。そのため、港区まちづくり条例に基づく区民の自主的な活動を支えるためには、必要な制度です。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	まちづくり活動の検討課題は、ハード的な面（開発や建物の建築等）とソフト的な面（日常生活に関する防災・清掃・緑化等）の2面があり、将来像は違ってきます。そのため、途中から支所と支援部で支援の体制が変わります。 地域のまちづくり組織等が描く将来像によって、支援が変わりますが支援についての周知及び啓発活動を行う必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	地域のまちづくり組織に派遣したコンサルタントが、団体にとっては、必ずしもその地域における活動内容とマッチングしていないという意見をいただいています。それぞれの街づくり組織にとって有益なコンサルタント派遣が行えるように、派遣するコンサルタントについて、綿密な調査・ヒアリング等を行った上で、派遣することを実施します。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	まちづくりの自主的な活動は区民の認知度がまだまだ低い状況ですが、住民が積極的にまちづくりにかかわっていくためには事業を継続し、まちづくりに対して関心を高める必要があります。
② 効果性	4	区主導のまちづくりと住民主導のまちづくりが協働して、安全で安心して生活できるまちを目指す制度として認知されてきました。
③ 効率性	4	まちづくり相談は随時受け付けています。コンサルタント派遣や活動助成金についても随時受付区民の活動に支障がないように行っています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
所管課による評価の理由（事業に対する取組方針）	まちづくりに関心のある地域は、コンサルタント派遣等積極的に活用されています。また、オリンピック・パラリンピックに向けて地域住民の意識も変わりつつあり、自発的にまちづくりが発意されるように地域情報誌等を活用した周知及び啓発活動を行います。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

No 59

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象		
事務事業名	赤坂地区清掃事業普及・啓発	開始年度 平成 8 年度
所属	赤坂地区総合支所協働推進課協働推進係	
所管課長	赤坂地区総合支所協働推進課協働推進課長	
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる	
政策名	(6) 循環型社会の構築による活力ある都心づくりを進める	
施策名	① 区民・事業者との協働によるごみの減量	

事業概要	
事業の目的	赤坂青山清掃協会の会員が、自主的協力によって清掃事業の向上と円滑な運営を図り、地域内の美化と環境衛生の向上に寄与するための活動を支援します。 港区総合支所処務規程第11条協働推進係第19項（清掃協会に関すること）
事業の対象	赤坂青山清掃協会
事業の概要	地域内のごみ減量及び適正な処理の推進を図るため、赤坂青山清掃協会が行う事業を支援します。 ①町会連合会と同時開催する総会等のほか、女性部総会（9月）、施設見学会（11月）、女性部役員会（4月、6月）運営等 ②エコライフ・フェアMINATOのバザー品出店支援 麻布清掃協会と合同で活動し、バザー売上金は、全額を社会福祉協議会と緑の募金に寄付 ③施設見学会 ④清掃協会補助金申請等事務手続き ⑤赤坂青山清掃協会会長表彰
根拠法令	

事業の成果												
指標	指標1	バザー品売上代金（単位：千円）			指標2	会員数（単位：世帯）			指標3	会長表彰受賞者数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	309	280	90.6%	平成27年度	7,176	7,120	99.2%	平成27年度	3	3	100.0%
	平成28年度	280	209	74.6%	平成28年度	7,120	7,005	98.4%	平成28年度	2	2	100.0%
平成29年度	209	—	—	平成29年度	7,005	—	—	平成29年度	5	—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	エコライフフェアへの参加を通じてリサイクルやエコへの意識を高める活動を実施できています。バザーでは、エコライフフェアの参加人数により差は発生しますが、一定の売り上げを保っています。 (バザー品売上実績：平成26年度 309,980円、平成27年度 280,885円、平成28年度 209,936円) (清掃協会事業の支援を通して、地域の清掃意識の高揚が図られています。)											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	16	16	0	0	0	0	0	0	16	8	50%
平成28年度	16	16	0	0	0	0	0	0	16	15	94%
平成29年度	16	16	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項	施設見学会の支援のため、職員の同行経費を計上しています。										

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	施設見学会の支援のため、職員の同行経費として4名分を支出しています。会員の参加費と同額なため妥当です。
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	環境課地球環境係主催のエコライフ・フェアに麻布清掃協力会と共に参加し、バザーを出展しており、環境意識の啓発につながるものとして継続が要望されているほか、他区の清掃事業の実態を知ることが出来る施設見学会についても継続実施の要望が出されています。
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	近隣区でも、区内から生ずる廃棄物の排出抑制・減量化・資源化を推進するため活動を支援しています。 区内では、麻布地区総合支所が麻布清掃協力会を支援しています。
区関与の必要性(実施する必要性)	リサイクルの推進やゴミの削減には住民の協力が不可欠であり、地域での活動を行う団体への支援を区が行うことは必要です。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	清掃協力会の活動は、女性部が主となって活動しています。女性部役員の高齢化が進んでおり、新たな人材の発掘・担い手の確保等が課題となっています。
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	新たな人材の発掘・担い手の確保を支援します。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	まちをきれいに保つために、今後もゴミの削減活動を推進し支援事務を継続することが必要です。
② 効果性	5	リサイクルを推進することで、地域内でゴミの削減意識が広がり効果が出ています。
③ 効率性	4	清掃施設見学を地域住民と区職員が行うことで、区と地域がリサイクルの推進・ゴミの削減について同じ情報を共有し、効率的な活動を行うことが可能となります。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。	
所管課による評価の理由(事業に対する取組方針)  ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	エコライフフェアのバザー出店は、長年、麻布清掃協力会と合同で行っており、親睦を深めるための交流の場として機能しているほか、環境意識の啓発につながっています。また、施設見学会は、毎年多数の応募があり、地域からも他区の清掃事業の実態を知ることができる見学会を行うことを要望されているほか、環境意識も高まっています。

No 60

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	赤坂地区リサイクル団体助成	開始年度	平成 12 年度
所属	赤坂地区総合支所協働推進課協働推進係		
所管課長	赤坂地区総合支所協働推進課長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政策名	(6) 循環型社会の構築による活力ある都心づくりを進める		
施策名	② 限りある資源の循環利用		

事業概要	
事業の目的	<p>町会、自治会、マンション管理組合、PTA等の自主的な資源再利用運動に対し、報奨金支給、作業補助用具支給等の支援を行うことにより、資源再利用運動の発展に寄与し、ごみの減量及び資源の有効活用並びに環境問題に関する区民意識の高揚を図ります。</p> <p>港区総合支所処務規程第11条協働推進係第18項（ごみの発生抑制、再使用及び再生利用の普及啓発及び支援に関すること）</p>
事業の対象	家庭から排出される資源を回収している10世帯以上の区民によって構成される町会、自治会、マンション管理組合、PTA等で自主的な資源再利用運動を実施している団体
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>資源再利用運動に対する報奨金の支給 （月別回収量（kg）に応じた報奨金を、各リサイクル団体へ年2回（上期分・下期分）助成）</li> <li>資源再利用運動に必要な作業補助機材（電動式空き缶プレス機）の貸出及び空き缶プレス機の点検（年1回）</li> <li>資源再利用運動に必要な作業補助用具（資源回収に必要な消耗品）の支給（年1回）</li> </ul>
根拠法令	港区資源再利用運動促進要綱

事業の成果												
指標	指標1	年間回収量（kg）			指標2	リサイクル実践団体数			指標3	リサイクル実践世帯数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	900,000	737,086	81.9%	平成27年度	57	58	101.8%	平成27年度	5,000	5,331	106.6%
	平成28年度	900,000	710,797	79.0%	平成28年度	60	59	98.3%	平成28年度	5,500	5,783	105.1%
平成29年度	800,000	—	—	平成29年度	63	—	—	平成29年度	5,800	—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	再資源利用実績団体に対し支援（助成金、機材貸出等）を行うことにより、ごみの減量及び資源の有効活用並びに環境問題に関する住民意識の向上につながっています。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	5,434	5,434	0	0	0	0	0	0	5,434	4,763	88%
平成28年度	5,420	5,420	0	0	0	0	0	0	5,420	4,540	84%
平成29年度	5,021	5,021	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	報奨金単価（1kgあたり6円）は他自治体と比較しても適切な単価であり、切り下げは考えられません。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	資源再利用運動についての住民意識の高まりから、さらなる登録団体の増加が見込まれます。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	他の自治体でも同様の事業を実施しています。
区関与の必要性（実施する必要性）	リサイクル事業の普及を図るためには、住民の意識啓発や地域での取組が不可欠です。ごみの減量にもつながることから公益性があり、区で実施することが妥当です。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	収集場所の管理や回収業者とのやりとり等、実際の事務は管理会社が代行している団体もあり、集団回収を通じて親睦を深めるといった目的が希薄になりつつあります。回収量は報告書を通じて把握していますが、実際の回収現場へ立ち会うなど、より詳細な把握も重要です。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	報奨金の決定等、各団体宛てに一斉に通知をする機会を利用して、本事業の目的や趣旨を伝えていきます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	ごみの減量や資源の再利用につながっており、社会情勢からみても必要性の高い事業です。
② 効果性	4	ごみの減量や分別による再生のための良質な資源の確保、コミュニティ活動の促進等につながっています。
③ 効率性	4	報奨金の支給と作業補助用具の支援を通じた支援により、ごみの減量、良質な資源確保、コミュニティ活動の促進等の目的を果たしており、効率性の高い事業です。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
------	--

- ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充（拡大または充実して実施）する必要があるもの。
- ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続（現状の内容で実施）する必要があるもの。
- ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
- ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
- ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由（事業に対する取組方針） ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	ごみの減量、コミュニティ活動の促進という目的を果たす本事業の必要性は高いと言えます。支援の内容も報奨金及び作業補助用具を支給するもので、効率性も高いため継続が妥当と考えます。
---	---

No 61

## 平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	赤坂地区保護樹木・樹林助成	開始年度	昭和 49 年度
所属	赤坂地区総合支所協働推進課まちづくり推進担当		
所管課長	赤坂地区総合支所まちづくり担当課長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政策名	(5) 緑や水辺を保全・創造し、人や生物にやさしい都心環境をつくる		
施策名	④ みどりの保全と創出		

事業概要	
事業の目的	<p>港区みどりを守る条例の基準により、一定の太さや面積以上の樹木・樹林を保護樹木・樹林として指定し、区内の良好な緑を保全することを目的とします。</p> <p>また、樹木診断や維持管理の相談などの支援を行い、保護樹木・樹林制度の充実を図ります。</p> <p>港区総合支所処務規程第11条まちづくり推進担当第6項（樹木等の保護及び育成に関すること）</p>
事業の対象	区民、区内事業者（土地所有者又は管理者）
事業の概要	区内にある大きな樹木・樹林を守り、健やかに育てていただくために、区民等が所有する樹木・樹林で所有者又は管理者から申請があった場合に、申請に基づき調査を行い、区の基準に該当するものを保護樹木・保護樹林として指定し、維持管理にかかる経費の一部を助成します。
根拠法令	港区みどりを守る条例（昭和49年6月28日施行） 港区みどりを守る条例施行規則（昭和49年6月28日施行）

事業の成果												
指標	指標1	指定保護樹木・樹林件数			指標2	補助金申請件数			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成27年度	29	29	100.0%	平成27年度	29	28	96.6%	平成27年度			
	平成28年度	29	29	100.0%	平成28年度	29	29	100.0%	平成28年度			
平成29年度	29	—	—	平成29年度	29	—	—	平成29年度		—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	保護樹木・樹林等の所有者(管理者)への支援を行うことで樹木等の生物の生育・生育環境となるほか、大気の冷却や雨水の地下浸透の調整がなされています。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	1,107	1,107	0	0	0	0	0	0	1,107	802	72%
平成28年度	870	870	0	0	0	0	0	0	870	810	93%
平成29年度	802	802	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	経費算定について、実績を考慮していくことも必要と思われます。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	区の保護樹木・樹林助成事業について、事業自体のことや支援の拡大について年数件問い合わせがあり、指定件数及び申請件数が減らないためニーズはあります。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	他区においても同様の行政サービスを提供しています。
区関与の必要性（実施する必要性）	他の自治体でも同様の事業を実施しています。 民間の樹木・樹林を守るため、所有者の負担軽減につながり、必要です。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	保護樹木・樹木の剪定、落ち葉の清掃、病虫害への対応など、維持管理経費の負担が課題となっており、所有者の負担軽減策が必要です。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	保護樹木・樹木の剪定、落ち葉の清掃、病虫害への対応など、維持管理経費の負担が課題となっており、所有者の負担軽減策が必要です。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	現在、明確な区民ニーズがあります。 今後も区民ニーズや要望は見込まれます。
② 効果性	4	事業の実施手段は妥当かつ効果的です。 事業は施策の達成に寄与しています。
③ 効率性	4	事業は先見性を持って計画的に実施されています。 事業は特定の対象者に偏っていません。 投入された経費に見合った効果が現れています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
所管課による評価の理由（事業に対する取組方針）	<p>不断の見直しは必要ですが、保護樹木・樹林は所有者の申出により指定の解除が可能であるため、開発事業や改築などの際に指定解除、樹木の伐採が発生していることから、次年度も今年度と同等の規模で実施していくべきものです。 本年度予算の規模を基準に見直しや工夫などを行い、予算要求をします。</p> <p>※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載</p>

No 62

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	赤坂地区緑化普及啓発	開始年度	昭和 54 年度
所属	赤坂地区総合支所協働推進課まちづくり推進担当		
所管課長	赤坂地区総合支所まちづくり担当課長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政策名	(7) 緑や水辺を保全・創造し、人や生物にやさしい都心環境をつくる		
施策名	④ みどりの保全と創出		

事業概要	
事業の目的	園芸講座の実施、敬老（75歳）及び誕生（0歳）の記念に際して、鉢植えを宅配するなどにより、区民への緑化の促進、普及啓発を図ります。 港区総合支所処務規程第11条まちづくり推進担当第7項（緑化の普及及び啓発に関すること）
事業の対象	《園芸講座》 区民 《敬老鉢植え・誕生鉢植えの配布》 対象年齢の区民のうち希望者
事業の概要	《園芸講座》 緑に関する知識習得の機会として、5総合支所で個別に開催しています。当日は、園芸や緑化に関する相談も行えるような講座として、園芸の専門家を講師に招いています。 なお、費用については受益者負担金（1,000円）を徴収しています。 《敬老・誕生鉢植えの配布》 75歳を迎えられた方と誕生したお子さんの保護者の方に対して、緑に親しむ機会をつくり、緑化普及啓発を図るため、該当される方のうち希望者に対して鉢植えを個別配送しています。
根拠法令	港区みどりを守る条例（昭和49年6月28日施行） 港区みどりを守る条例施行規則（昭和49年6月28日施行）

事業の成果												
指標	指標1	園芸講座参加者数			指標2	敬老鉢植え配布数			指標3	誕生鉢植え配布数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	30	21	70.0%	平成27年度	140	95	67.9%	平成27年度	90	95	105.6%
平成28年度	30	24	80.0%	平成28年度	100	130	130.0%	平成28年度	110	103	93.6%	
平成29年度	30	—	—	平成29年度	123	—	—	平成29年度	87	—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	<p>区民への緑化促進・啓発として、5総合支所が連携して共通の取組みを実施しています。また、緑への関心・きっかけづくりとして好評を得ています。</p> <p>赤坂地区における敬老鉢植えの対象者数に対する申込み割合は、平成27年度約34%から平成28年度約40%に増加しています。</p> <p>また、誕生鉢植えの対象者数に対する申込み割合も、平成27年度約24%から平成28年度約27%と増加していることから、区民が身近な緑化に関する興味を持っていただく良い機会となっていることが伺えます。</p>											

事業費の状況(単位：千円)												
年度	予算状況										決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率	
平成27年度	636	569	0	0	0	67	0	0	636	623	98%	
平成28年度	727	672	0	0	0	55	22	0	749	749	100%	
平成29年度	725	695	0	0	0	30	—	—	—	—	—	
予算・決算に関する特記事項												

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	事業内容については、平成21年度から各事業とも事業内容の見直しを実施してきました。（5総合支所の金額を統一しました。）
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	園芸講座の受講者は、リピーター（1/3）ではなく新規受講者（2/3）が受講するため、区の緑化普及啓発事業へのニーズは根強くあります。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	配布・頒布的な普及啓発事業を実施している区は減少傾向にあります。 ・園芸講座類似事業 21区実施 ・敬老/誕生鉢植え 誕生鉢植えのみ練馬区で実施。（区施設で配布） *「都・区市町村自然環境行政概要」による（東京都環境局）
区関与の必要性（実施する必要性）	行政が実施している安心感により、参加されている人が多く、この事業で緑化に関心と機会を得る人が多いため、公益性が十分にあります。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続 緑化普及啓発の効果を高められるよう、事業の見直しを行ってください。
事業の課題	園芸講座など、各事業とも実施については好評であり、普及啓発に一定の成果はあると思われませんが、費用対効果について明確に測定できない側面があります。 誕生鉢と敬老鉢は記念としてもらうため、緑化の量も安定継続せず緑化の普及啓発にはなっていないと考えられます。 次年度に向けて事業内容の見直しをする必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	幅広い世代の区民が、緑化に関心を持つようなきっかけづくりをしていくため、園芸講座の内容等を見直し、既に緑化に関心を持っている方だけでなく、ビギナーなど誰でも園芸に興味を持つことができるような工夫を行っていきます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	3	今後も、区民ニーズや要望は見込まれるため、事業の継続は必要です。
② 効果性	4	実施内容の検討などにより、おおむね目標を達成しています。
③ 効率性	3	区民の緑化普及・啓発事業としては成果をあげていますが、鉢植えの配布は、特定世代の配布であるため、幅広い世代への効果がえられにくいいため、効率性を高める工夫が必要な状況です。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ○ 継続      ● 改善      ○ 廃止      ○ 統合
所管課による評価の理由（事業に対する取組方針）	<p>・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充（拡大または充実して実施）する必要があるもの。</p> <p>・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続（現状の内容で実施）する必要があるもの。</p> <p>・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。</p> <p>・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。</p> <p>・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。</p> <p>区民の一人ひとりが、緑化に興味と関心を持つきっかけづくりとなるように、園芸講座の内容を工夫をしていくことなどで、幅広い世代への効果が得られるように改善を図ります。</p> <p>※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載</p>

No 63

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	みなとタバコルール of 推進	開始年度	平成 9 年度
所 属	赤坂地区総合支所協働推進課協働推進係		
所 管 課 長	赤坂地区総合支所協働推進課長		
基 本 政 策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政 策 名	(9) 環境に対する意識を高め行動する		
施 策 名	① 多様な主体と連携した環境保全・環境美化の推進		

事業概要	
事業の目的	<p>すべての人が快適に暮らせる環境を実現するため、「みなとタバコルール」に基づき喫煙者のマナー・モラル向上および非喫煙者の受動喫煙による健康影響への対策を行います。</p> <p>港区総合支所処務規程第11条協働推進係第14項（環境美化の推進に関すること）</p>
事業の対象	区内の在住者、在勤者、来街者
事業の概要	<p>「みなとタバコルール」を屋外の公共の場所全域に適用。ルール啓発のため、路面シールやプレート of 貼付、駅構内等にポスターを掲出。</p> <p>区・区民・事業者の協働によるキャンペーンを行い、在勤者、来街者に対し、ルール of 認知度の向上、定着を目指します。</p> <p>港区全域で巡回指導を委託し、みなとタバコルールを浸透させるために可能な屋内喫煙所を設置する建築物の所有者等の方に、屋内喫煙所 of 設置助成制度 of 周知を行い、喫煙スペース of 確保を推進し、また新たな指定喫煙場所 of 整備 of 検討を進めます。</p> <p>これらの活動を通し、非喫煙者の受動喫煙による健康への影響を防ぎ、喫煙者のマナーやモラルが地域に定着していくよう、事業者や来街者への啓発を行います。</p>
根 拠 法 令	港区環境美化 of 推進及び喫煙による迷惑 of 防止に関する条例

事業の成果												
指 標	指標 1	苦情相談件数			指標 2	指定喫煙場所設置数			指標 3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	60	110	183.3%	平成27年度	1	2	200.0%	平成27年度			
平成28年度	60	114	190.0%	平成28年度	3	2	66.7%	平成28年度				
平成29年度	60	—	—	平成29年度	2	—	—	平成29年度		—	—	
成果の概要 (指標 of 説明等)	<p>平成28年度は赤坂見附駅指定喫煙場所、表参道駅にも3基目 of 指定喫煙場所を新設しました。指定喫煙場所 of 整備や民間所有 of 喫煙所との連携等で、赤坂地区管内 of 喫煙状況 of 改善を図っていますが、苦情件数は近年、上昇傾向にあります。</p>											

事業費 of 状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	34,411	34,411	0	0	0	0	0	0	34,411	21,877	64%
平成28年度	21,648	21,648	0	0	0	0	0	0	21,648	20,875	96%
平成29年度	34,113	34,113	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	日本たばこ産業株式会社と連携し、指定喫煙場所の新設・撤去工事等の費用を一部負担が行われています。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	条例により公共の場での喫煙に対する規制を設けたことにより、喫煙禁止区域での喫煙に対する指導への区民ニーズは高まっています。同様に、ルールへの周知が進むにつれ、指定喫煙場所の整備に対する区民ニーズも高まっています。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	条例による規制をかけず、マナーの問題として啓発活動を実施している自治体と、路上喫煙・ポイ捨て禁止に関する条例を設置し、罰則を設けている自治体に分けられます。（例 千代田区：路上喫煙等に対し過料2,000円徴収。）
区関与の必要性（実施する必要性）	区民の関心は非常に高まっており、苦情件数は年々、増加してきており、区が積極的にマナーの向上などをPRしていく必要があります。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	「みなとタバコルール」の更なる周知を行い、ルールを徹底する必要があります。また、タバコを吸う人と吸わない人の共存のために指定喫煙場所の整備が必要です。さらに、指定喫煙場所の整備を進めるにあたって、港区全体の取り組みとしてタバコ店、地元企業、鉄道事業者、区、都、との連携を進めていく必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	周知方法を再検討し、「みなとタバコルール」のより一層の周知徹底を図ります。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	苦情件数は年々、増加してきており、区民ニーズは非常に高いものとなっています。区民や在勤者からの関心は非常に高く、継続して取り組む必要があります。
② 効果性	4	「みなとタバコルール」の内容が徹底して周知され普及してきている。指定喫煙場所を整備することで、喫煙者がよりルールを守る環境を整備する必要があります。
③ 効率性	4	条例規制によって、非喫煙者の受動喫煙喫煙防止は進んできていますが、その分喫煙スペースが減少してきています。タバコを吸う人と吸わない人の共存のために指定喫煙場所の整備等も地域の企業等と連携しながら進めています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	<input type="radio"/> 拡充	<input checked="" type="radio"/> 継続	<input type="radio"/> 改善	<input type="radio"/> 廃止	<input type="radio"/> 統合
・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充（拡大または充実して実施）する必要があるもの。 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続（現状の内容で実施）する必要があるもの。 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。					

所管課による評価の理由（事業に対する取組方針）  ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	条例により公共の場での喫煙に対する規制を設けたことにより、喫煙禁止区域での喫煙に対する指導への区民ニーズは高まっているため、今後もみなとタバコルールの周知徹底、啓発活動は実施していく必要があります。また条例によって、たばこ店、コンビニ前に設置してあった灰皿が撤去され、喫煙スペースが少なくなっていることから、喫煙者からの指定喫煙場所の整備のニーズも高まっていますが、港区のみの取り組みで解決することは困難です。そのことから、地元企業や鉄道事業者等の民間事業者や国や東京都との連携を、区全体の取り組みとして行っていくことが必要です。
---	---

No 64

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	赤坂地区環境美化啓発	開始年度	平成 10 年度
所属	赤坂地区総合支所協働推進課協働推進係		
所管課長	赤坂地区総合支所協働推進課長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政策名	(9) 環境に対する意識を高め行動する		
施策名	① 多様な主体と連携した環境保全・美化活動の推進		

事業概要	
事業の目的	「港区を清潔できれいにする条例」(平成10年4月施行)に基づき、区、区民及び事業者が連携・協働し、地域環境美化のための取組を行い、良好な環境づくりを目指します。 港区総合支所処務規程第11条協働推進係第14項(環境美化の推進に関すること)
事業の対象	在住者、在勤者、在学者、事業者等
事業の概要	環境美化推進員の委嘱を行います。 清掃用具の貸し出しを行います。 (個人、団体、企業等が行う清掃活動に必要な用具の貸し出し)
根拠法令	港区を清潔できれいにする条例、同施行規則 港区環境美化推進員運営要綱

事業の成果												
指標	指標1	環境美化推進員数回数			指標2	環境美化推進員登録団体数			指標3	清掃用具等貸出回数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	724	673	93.0%	平成27年度	20	21	105.0%	平成27年度	7	15	214.3%
	平成28年度	724	715	98.8%	平成28年度	21	22	104.8%	平成28年度	15	9	60.0%
平成29年度	724	—	—	平成29年度	22	—	—	平成29年度	15	—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	啓発活動や区民、事業者等への清掃活動等の支援を行うことにより、在住、在勤、在学等港区にかかるすべての人に対し、清潔できれいな港区への意識付けに寄与しています。 環境美化推進員数・登録団体の増加等から着実に環境美化への意識は増加しています。 指標3については、清掃用具貸出申請件数でカウントしています。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	38	38	0	0	0	0	0	0	38	37	97%
平成28年度	40	40	0	0	0	0	0	0	40	39	98%
平成29年度	27	27	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項	清掃用具の在庫数を確認し、予算計上しています。										

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	予算計上する際に、在庫を確認し、必要最低限で清掃用具等を予算計上しています。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	社会的に地域貢献活動の意識が高まっており、引き続き清掃用具の貸し出し等の支援が必要です。なおその傾向として、環境美化推進員の増加等があり、活動が活発になるに伴い貸出用品の増加が見込まれます。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	練馬区では「練馬区ポイ捨て及び落書行為の防止に関する条例」に基づき、環境美化推進地区を指定し、清掃用具等の支給等を行っています。また、環境美化推進地区以外でも区民で構成される団体の清掃活動に対し、登録により清掃用具の提供を行っています。
区関与の必要性（実施する必要性）	地域の団体や企業が清掃活動を開始・推進するために、区が無償で清掃用具を貸出すことは必要です。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	毎年着実に推進員数・登録団体数は増加しているが、まだ当事業についての認知がない団体等もあります。事業のPRを積極的に行い、登録団体数の更なる増加を狙う必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	総合支所主催の清掃活動や町会等の清掃活動の際に、参加団体に対して、事業についてのチラシを配布するなどの活動を実施しています。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	一定数のニーズを保っており、当事業は清掃活動を活性化させる契機となるため、継続実施する必要があります。
② 効果性	4	毎年推進員数、登録団体数ともに増加しており、登録団体が活動することで、通行人も環境美化に対する意識が向上します。
③ 効率性	4	用具を貸出すことで環境美化が推進され、地域貢献活動の意識を高めることができます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	<input type="radio"/> 拡充	<input checked="" type="radio"/> 継続	<input type="radio"/> 改善	<input type="radio"/> 廃止	<input type="radio"/> 統合
------	--------------------------	-------------------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充（拡大または充実して実施）する必要があるもの。  
 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続（現状の内容で実施）する必要があるもの。  
 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。  
 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。  
 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由（事業に対する取組方針）	毎年、環境美化推進委員が一定数（600～700人程度）おり、清掃活動をする人からの清掃用具の貸出のへのニーズがあります。貸出用具の使用頻度を高める工夫を行い、各団体の清掃活動を支援し、活性化していくことが必要です。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

No 65

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	赤坂地区環境改善	開始年度	平成 13 年度
所属	赤坂地区総合支所協働推進課協働推進係		
所管課長	赤坂地区総合支所協働推進課長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政策名	(9) 環境に対する意識を高め行動する		
施策名	① 多様な主体と連携した環境保全・美化活動の推進		

事業概要	
事業の目的	<p>繁殖期を迎え、人に対して威嚇行動をするカラスによる被害から、区民の安全を守り、区民が快適に生活することができる環境を整えることを目的とします。</p> <p>港区総合支所処務規定第11条協働推進係第16項（環境及び公害の苦情処理及び相談並びに公害関係法に基づく指導に関すること）</p>
事業の対象	緊急対応が必要な場所等に生息するカラス又はカラスの巣等への対応
事業の概要	<p>管内のカラス巣等撤去業務（緊急対応を必要とする民地や区道等での対応業務）</p> <p>①カラスの巣の撤去 ②落下したカラスのヒナの回収処分 ③落下したカラスの成鳥の回収処分</p> <p>相談を受けた際は現場を確認し、相談者にカラスの習性を丁寧に説明します。 都道であれば、関係機関に連絡し対応を依頼します。 繁殖期である4～6月にかけて多く発生する事象です。</p>
根拠法令	<p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則</p>

事業の成果												
指標	指標1	カラス被害苦情件数			指標2	カラス巣撤去件数			指標3	カラス（ヒナ）回収件数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	15	8	53.3%	平成27年度	1	0	0.0%	平成27年度	1	0	0.0%
	平成28年度	15	5	33.3%	平成28年度	1	0	0.0%	平成28年度	1	0	0.0%
平成29年度	15	—	—	平成29年度	1	—	—	平成29年度	1	—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	<p>カラス巣撤去等の実績はありませんが、区道や公園での撤去の実績はあります。 カラスの威嚇に関する、相談の件数は前年度よりは減少しましたが、一定の相談等があります。</p>											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	76	76	0	0	0	0	0	0	76	0	0%
平成28年度	76	76	0	0	0	0	0	0	76	0	0%
平成29年度	76	76	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項	<p>撤去業務に係る経費が予測できないため、単価契約としています。 平成27、28年度と実績はありませんが、巣の撤去依頼の可能性があるので、予算は前年度と同額としています。</p>										

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	撤去業務に係る経費が予測できないため、単価契約としています。
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	今後も一定の相談対応が見込まれます。 また、カラスに加えて、ハクビシン等その他鳥獣の対応と、相談の内容は多様化してきています。
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	他区でも同様の業務を行っています。
区関与の必要性(実施する必要性)	区民個人での対応が困難なケースもあり相談の件数も一定程度見込まれます。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	繁殖期の4～6月に相談が集中するため、職員の相談対応力の維持・向上が必要とされます。
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	カラス被害相談件数はあるものの、カラス巣撤去件数及びカラス(ヒナ)回収件数の実績が、この数年はないため、マニュアル等で事務が継承できるようにしていきます。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	区民個人での対応が困難なケースもあり、一定の相談件数もあることから、区民の相談窓口として必要です。
② 効果性	4	巣の撤去及びヒナの実回収件数は無いが、区民からの相談への対応や助言等を行い、現状に即した対応ができています。
③ 効率性	4	相談等への対応が素早く確実に行われており、事業は効率的に実施されています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
------	--

- ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。
- ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。
- ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
- ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
- ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由(事業に対する取組方針) ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	区民個人での対応が困難なケースもあり相談の件数も一定程度見込まれます。また、事業も効率的に実施されているため継続とします。
---	---

No 66

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	赤坂地区生活安全・環境美化活動推進事業	開始年度	平成 16 年度
所属	赤坂地区総合支所協働推進課協働推進係		
所管課長	赤坂地区総合支所協働推進課長		
基本政策	3 地域の課題を自ら解決できるコミュニティをつくる		
政策名	(10) まちづくりを進めるコミュニティを形成する		
施策名	① コミュニティに配慮したまちづくり		

事業概要	
事業の目的	<p>区民、在勤者、在学者、自治会・町会等地域の団体、学校、企業、関係機関との連携により、地域の防犯・交通安全等の取組のほか、環境美化推進の取組を通じ、安全で安心して気持ちよく暮らすことができるまちづくりをめざします。</p> <p>港区総合支所処務規程第11条協働推進係第12項（生活安全活動等の推進に関すること）、14項（環境美化の推進に関すること）</p>
事業の対象	区民、在勤者、在学者、自治会・町会等地域の団体、学校、企業、関係機関等
事業の概要	<p>○「生活安全活動推進協議会」を総合支所単位に設置 生活安全・環境美化活動の推進、地域の安全を脅かす課題の解決に取り組むため、町会・自治会、商店会、防犯協会、保護司、PTA関係、民生・児童委員、本事業の目的に賛同する企業・団体・個人による委員をもって構成。</p> <p>○各種活動支援 地域の課題に応じた生活安全・環境美化に関する自主パトロールへの参加等による活動を支援</p>
根拠法令	安全で安心できる港区にする条例、同施行規則

事業の成果												
指標	指標1	活動回数(パトロール含む)			指標2	協議会等が実施する活動参加延人数			指標3	協議会等開催回数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	20	16	80.0%	平成27年度	491	320	65.2%	平成27年度	4	4	100.0%
平成28年度	20	12	60.0%	平成28年度	320	312	97.5%	平成28年度	4	3	75.0%	
平成29年度	20	—	—	平成29年度	312	—	—	平成29年度	4	4	—	
成果の概要 (指標の説明等)	<p>毎年協議会を3回、地域安全講習会を1回実施していますが、平成28年度は台風のため1回中止となったため、協議会等の回数が例年より少なくなりました。</p>											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	911	911	0	0	0	0	0	0	911	900	99%
平成28年度	46	46	0	0	0	0	0	0	46	42	91%
平成29年度	533	533	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項	2年に一度、「生活安全マップ」を更新しているため、隔年で予算が大幅に増額しています。										

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	「生活安全マップ」の更新を2年に一度にしているほか、協議会等で使用のお茶を最低限で計上しています。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	町会、自治会、商店会単位でパトロール班を構成しているが、企業が参加する班があるなど、地域の防犯活動に対する意識は高まっているといえます。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	他区では、パトロール購入用品助成等の取り組みは実施しているが、行政職員が地域住民と協働してパトロールをしているのは稀なケースです。
区関与の必要性（実施する必要性）	区が、協議会への参加を呼び掛けることで、町会・自治会、商店街、企業等の様々な団体が集まります。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	パトロールの参加者が伸びていないため、パトロールの必要性や実施の際の参加の声掛けを積極的にする必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	協議会や地域安全講習会を通して、改めてパトロールの重要性について啓発していくほか、パトロール実施の際は、各地域の防犯の課題を参加者に考えてもらうことで、主体的に参加してもらうように改善します。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	区は区民や関係団体と協働して、地域の生活安全対策を進める必要があるため、この事業を実施することは必要です。
② 効果性	4	地域の方々がパトロールへ参加していただき、地域の安心安全に寄与しています。今後は、より多くの方々に参加して頂くために周知啓発も検討します。
③ 効率性	4	区は区民や関係団体と協働し、町会、商店街単位にも働きかけ、地域全域でのパトロール等を実施できています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充	● 継続	○ 改善	○ 廃止	○ 統合
所管課による評価の理由（事業に対する取組方針） ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	当協議会は、町会・自治会、商店街、企業等から毎回多くの参加者数が集まるため、地域の生活安全・環境美化の課題を共有し、対策を検討する場として効果的です。 また、当協議会の主体が地域となるよう引き続き工夫し、区の重要課題であるらうがき対策や防犯カメラの設置の拡充等に引き続き取り組んでいく必要があります。				

No 67

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	赤坂地区町会等活動支援	開始年度	昭和 52 年度
所属	赤坂地区総合支所協働推進課		
所管課長	赤坂地区総合支所協働推進課長		
基本政策	3 地域の課題を自ら解決できるコミュニティをつくる		
政策名	(13) コミュニティの形成を進める人材や組織の育成を支援する		
施策名	① コミュニティ活動に取り組む多様な主体の支援		

事業概要	
事業の目的	町会・自治会活動経費、町会・自治会所有の掲示板設置等に伴う経費、町会・自治会会館の建設等に要する経費、地縁による団体として認可されるために要する経費に対して一部補助金を交付し、町会・自治会が自主活動を円滑に行うことができるよう支援することを目的とします。
事業の対象	赤坂地区内町会・自治会等（36団体（赤坂青山町会連合会含む・休会団体なし））
事業の概要	<p>【町会等活動支援】 町会等の設立、運営等の支援、赤坂青山町会連合会の運営への協力、町会・自治会加入促進パンフレットの作成・配布、町会・自治会の会長、副会長及び役員に対する感謝状贈呈、その他表彰推薦、地域活動補償制度に係る経費により町会等の支援をします。</p> <p>【町会等補助金】 町会等と連絡をとり、町会相互及び区と町会のコミュニケーションを図り、活動を支援するとともに、町会等の活動費等に補助金を交付します。</p> <p>【町会等組織活性化補助】 町会・自治会が、町会会館の建設・修繕等経費や地縁団体としての認可を受けるための経費、町会掲示板設置経費など、長期的に安定して自治組織として運営できるよう経費の一部を補助します。</p>
根拠法令	町会又は自治会の役員の職にあった者に対する感謝状贈呈基準、港区地域活動補償制度取扱要綱、港区町会等補助金交付要綱、港区町会等掲示板設置補助金交付要綱、港区認可地縁団体補助金交付要綱、港区町会・自治会会館建設等補助金交付要綱

事業の成果												
指標	指標1	町会・自治会会員数 (単位：世帯)			指標2	団体活動費補助金交付額 (単位：千円)			指標3	防犯灯等維持費補助金 交付額 (単位：千円)		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	7,167	7,120	99.3%	平成27年度	6,307,500	6,270,500	99.4%	平成27年度	2,699,500	2,467,577	91.4%
	平成28年度	7,120	7,005	98.4%	平成28年度	6,270,500	6,196,500	98.8%	平成28年度	2,661,000	2,266,188	85.2%
平成29年度	7,005	—	—	平成29年度	6,196,500	—	—	平成29年度	2,657,500	—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	団体活動の活性化や、防犯対策となる清掃活動・パトロール活動を通じ、地域のコミュニティ形成を促進し、安心安全なまちの形成に寄与しています。											

事業費の状況(単位：千円)												
年度	予算状況									決算状況		
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率	
平成27年度	12,112	12,112	0	0	0	0	0	0	12,112	2,423	20%	
平成28年度	11,125	11,125	0	0	0	0	1,500	0	12,625	11,470	91%	
平成29年度	11,010	11,010	0	0	0	0	—	—	—	—	—	
予算・決算に関する特記事項	平成28年度までは、①町会等活動支援②町会等補助金③町会等組織活性化補助が独立した事業になっていましたが、事務の効率化及びコストの削減を進めるため、平成29年度から小事業を一本化し「町会等活動支援」としてまとめました。											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	補助金について、防犯灯の電気料金低下等を踏まえ、実績に応じて支給しています。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	補助金等の申請手続きに負担感を感じている団体もあり、手続きの簡素化への要望があります。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	東京都では、町会・自治会が主催して行う地域の課題を解決するための取組を支援する「地域の底力再生事業助成」を行っています。
区関与の必要性（実施する必要性）	町会は地域コミュニティの中核を担う活動主体であり、区が地域との協働を図るうえでの重要な団体です。また、町会・自治会活動の支援及び防犯灯、商店街灯の維持を支援することで、安心安全な地域を維持することが図られ、地域の環境整備・生活環境の向上のためにも今後も当事業を継続する必要があります。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	町会・自治会の会員数減少及び高齢化により、実働者も減少・高齢化し町会・自治会の活動が活発でない団体があります。団体活動の活性化に向けて、担い手確保の支援を行う必要があります。 町会等補助金では、補助金の項目が分かれています。項目の区別がわかりずらく、説明や手続きが煩雑であるため、簡素化を求める意見があります。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	団体活動費補助金及び防犯灯等維持費補助金は、それぞれ、団体の世帯数、防犯灯設置基数を基準にして交付額を決定しています。しかし、高層マンションの増加に伴い集合住宅一棟あたりの住人数が増えていること、また、防犯灯LED化に伴う電気料金の低下による戻入金の発生が起きていることについて団体からも指摘されています。 今後は、より現状に見合った交付額の算出方法を検討する必要があります。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	地域振興の目的に適合しており、今後も必要性が高い事業です。
② 効果性	4	町会等の運営・自主的な活動、安心・安全確保のために補助金が活用されており、地域の環境整備や生活環境等の向上への寄与として効果的です。
③ 効率性	4	町会・自治会は長年防災や防犯活動、環境美化活動を連携して行っており、活動に対して補助金等の支援を行うことは効率的であると言えます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充（拡大または充実して実施）する必要があるもの。 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続（現状の内容で実施）する必要があるもの。 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。	
<b>所管課による評価の理由（事業に対する取組方針）</b>  ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	町会・自治会では、会員数の減少など様々な課題がありますが、区が、各町会・自治会の実情を十分に把握し、円滑に町会活動ができるよう、今後も支援していく必要があります。 また、町会等の運営・自主的な活動、安心・安全確保のために補助金が活用されており、地域の環境整備や生活環境等の向上のためにも今後も当事業を継続する必要があります。

No 68

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	赤坂地区地域情報の発信	開始年度	平成 18 年度
所属	赤坂地区総合支所協働推進課地区政策担当		
所管課長	赤坂地区総合支所協働推進課長		
基本政策	3 地域の課題を自ら解決できるコミュニティをつくる		
政策名	(14) 地域活動情報を共有化する		
施策名	① 地域活動に関する情報基盤の整備		

事業概要	
事業の目的	<p>赤坂・青山地域の在住・在勤・在学者の参画を得て、地域情報誌「MYタウン赤坂青山」を発行し、より身近な地域情報を工夫を凝らして発信し共有することにより、幅広い世代の地域コミュニティの形成を図ります。</p> <p>また、地域に在住や在勤の方などが、地域に密着した情報を手軽に入手し、活用できることを目指します。</p> <p>港区総合支所処務規程第11条地区政策担当第5項（地域情報の発信に関すること）</p>
事業の対象	赤坂地区在住・在勤・在学者及び赤坂青山地域のために活動したい人
事業の概要	<p>公募により参加した編集委員が、地域の話や地域で活動している人々について、取材及び原稿作成を行っています。編集委員が独自に取材内容、取材先を決定し構成する特集面と、区や行政機関からのお知らせ等で構成された行政面を、縦折ジャバラ折全8面にまとめ、年間5回（英語版1回を含む）発行しています。</p> <p>配布方法については、港区シルバー人材センターによる地区内全戸別配布及び駅・区有施設等への設置を実施し、在住・在勤・在学者及び来街者に周知しています。</p>
根拠法令	

事業の成果												
指標	指標1	地域情報誌の発行回数			指標2	地域情報誌の発行部数			指標3	地域情報誌の施設発行箇所数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
		平成27年度	5	5	100.0%	平成27年度	95,000	98,300	103.5%	平成27年度	38	38
	平成28年度	5	5	100.0%	平成28年度	100,000	100,000	100.0%	平成28年度	37	37	100.0%
	平成29年度	5	—	—	平成29年度	100,000	—	—	平成29年度	37	—	—
成果の概要 (指標の説明等)	<p>平成28年度年度末までに、日本語版39号分と英語版11号分の計50号分を発行しました。</p> <p>平成28年度は各号24,500部、英語版2,000部発行し、平成29年度も継続して計100,000部発行する予定です。</p> <p>また、平成28年度は12名の方が編集委員として参加しました。それぞれの編集委員が積極的に取材活動や原稿執筆に取り組み、赤坂・青山地域の魅力の伝わる地域情報誌「MYタウン赤坂青山」を発行し、赤坂管内の駅や施設で配布することで広く情報を発信しました。</p> <p>地域情報誌を実際に見たという方からの問い合わせが何件あり、多くの方に読んでいただけています。</p>											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	5,278	5,278	0	0	0	0	0	0	5,278	5,073	96%
平成28年度	5,084	5,084	0	0	0	0	0	0	5,084	4,993	98%
平成29年度	5,127	5,127	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	「地域情報誌の編集」にかかわる業務委託事業者を、プロポーザル方式により選考することで、業務内容の向上を図っています。 印刷製本については、毎号、見積合わせで事業者選定を実施することで、経費の削減を図っています。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	地域情報誌をさらに充実した内容にしていくため、アンケートの実施など様々な手法により区民ニーズの把握に努めます。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	港区では、5地区総合支所でそれぞれの地区ごとに同様の事業を実施し、地域の特性を活かした紙面づくりと地域情報の発信・共有を行っています。 大田区では、各特別出張所で地域に密着した情報を発信する地域情報誌を発行しています。
区関与の必要性（実施する必要性）	公共性・公平性の視点を考慮しつつ、地域情報を適切に発信していく必要性から、区が発行する必要があります。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	在住者には戸別配布されるが、在勤者・在学者には戸別配布されていないため、手段としては施設や駅での入手となります。赤坂管内に地域情報誌の設置施設を増やすなど、今後もより一層在勤者が手に取りやすい配布先を検討し、増やしていく必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	より多くの方が地域情報誌を手にとれるよう、配布先の検討をするとともに、紙媒体以外の方法について随時検討を行う必要があります。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	公募による編集委員が特集面の取材・執筆をすることで、より身近な地域情報を発信できるとともに、編集委員同士の異世代間交流も活性化することができています。また、取材を通じて地域とのコミュニティ形成にも役立っています。
② 効果性	4	毎号ごとに編集委員が選定した「テーマ」について、自らが取材することで身近な地域情報を地域に直接発信できることから、地域への愛着がより深まる効果があります。
③ 効率性	4	身近な地域情報を発信するために、赤坂・青山地域に在住・在勤・在学者の参画を得て行っています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充（拡大または充実して実施）する必要があるもの。 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続（現状の内容で実施）する必要があるもの。 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。	

所管課による評価の理由（事業に対する取組方針）  ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	公平性を担保しつつ、地域の身近な情報を地域の人の手で発信し、地域の魅力を高めていくためには、事業の継続が必要です。
---	---

No 69

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	赤坂地区地区組織活動助成	開始年度	平成 17 年度
所 属	赤坂地区総合支所協働推進課協働推進係		
所 管 課 長	赤坂地区総合支所協働推進課長		
基 本 政 策	5 明日の港区を支える子どもたちを育む		
政 策 名	(20) 健やかな子どもたちの「育ち」を支える環境を整備する		
施 策 名	① 子ども健やかな成長を支援する総合的な施策の推進		

事業概要	
事業の目的	<p>青少年の健全育成に貢献する母の会の活動について、事業の実施に伴う経費を助成することにより、母の会の育成を図ります。</p> <p>港区総合支所処務規程第11条協働推進係第3項（地域自治活動組織の育成に関すること）</p>
事業の対象	赤坂青山母の会
事業の概要	<p>母の会が青少年の健全育成に資する活動を実施するための費用等を助成します。</p> <p>【補助対象経費】 青少年育成事業に係る消耗品等            【補助限度額】 82,000円            【事務手続き】 母の会からの申請に基づき、補助金の交付決定、支出等を行います。</p>
根拠法令	母の会に対する助成要綱

事業の成果												
指 標	指標1	助成団体数			指標2	実施事業数			指標3	実施事業における青少年参加者数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	1	1	100.0%	平成27年度	6	6	100.0%	平成27年度	400	500	125.0%
平成28年度	1	1	100.0%	平成28年度	6	6	100.0%	平成28年度	640	719	112.3%	
平成29年度	1	—	—	平成29年度	6	—	—	平成29年度	759	—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	赤坂地区内で行われている青少年のための行事の一端を母の会が担うことで、地域の連携の輪が広がり、健全な少年の育成の貢献につながっています。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	65	65	0	0	0	0	0	0	65	60	92%
平成28年度	68	68	0	0	0	0	0	0	68	66	97%
平成29年度	82	82	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項	対象人数が若干増加したため、予算も増えています。										

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	指標はすべて達成率が高いため、助成団体の活動が現状維持かどうかを確認し、今後とも実情に合わせてコスト削減を実施していきます。
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	青少年の健全育成に寄与する活動であり、助成は必要とされています。
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	母の会の事務局は、警察署少年係にある。母の会への助成は、他の自治体でも実施しています。
区関与の必要性(実施する必要性)	赤坂地区内で行われている青少年のための行事の一端を母の会が担うことで、地域の連携の輪が広がり、健全な少年の育成の貢献につながっています。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	母の会からの申請により、経費の援助をしていますが、実施する行事は、若干、赤坂地区に偏りがあります。
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	青山地区においても母の会の活動が広がるように支援等を実施していきます。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	青少年の健全育成に寄与する活動であり、需要もあるため必要性は高いです。
② 効果性	4	地域団体と効果的に連携することにより事業目的を達成しています。
③ 効率性	4	地域の方々や団体と協力し、青少年の健全育成に貢献しています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。	

所管課による評価の理由(事業に対する取組方針) ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	地域の連携の輪を広げ、健全な少年の育成の貢献につなげている母の会を助成することが必要なため、継続とします。
---	---

No 70

## 平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	赤坂地区老人クラブ助成	開始年度	昭和 55 年度
所属	赤坂地区総合支所協働推進課協働推進係		
所管課長	赤坂地区総合支所協働推進課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(24) 高齢者や障害者等のゆたかで自立した地域での生活支援をする		
施策名	② 心豊かに充実した生活の支援		

事業概要	
事業の目的	<p>老人福祉法（昭和38年法律第133号）第13条第2項の規定に基づき、港区内の老人クラブの行う活動を助成し、高齢期の生活を豊かなものとするとともに、いきいきとした高齢社会の実現に資することを目的とします。</p> <p>港区総合支所処務規定第11条協働推進係第6項（老人クラブの活動支援に関すること）</p>
事業の対象	赤坂地区管内の老人クラブ
事業の概要	<p>赤坂地区管内の老人クラブが活動をするための経費を一部助成します。</p> <p>【助成金の基準】 正会員の人数によって助成金の額を決定します。</p> <p>【助成対象経費】 老人クラブの活動のうち、①社会奉仕活動②健康を進める活動③いきがいを高める活動④その他の社会活動</p> <p>【事務手続】 老人クラブからの申請、活動報告に基づいて、助成金の交付決定及び支出等を行います。</p>
根拠法令	老人福祉法、港区老人クラブ活動助成要綱

事業の成果												
指標	指標1	老人クラブ会員数			指標2	老人クラブ活動回数			指標3	活動参加延人数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	314	314	100.0%	平成27年度	2,051	1,926	93.9%	平成27年度	7,350	7,930	107.9%
	平成28年度	300	294	98.0%	平成28年度	2,000	1,694	84.7%	平成28年度	7,950	7,601	95.6%
平成29年度	292	—	—	平成29年度	1,690	—	—	平成29年度	7,600	—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	老人クラブ活動が活性化することで、高齢者の引きこもりを防止し、介護予防、いきがいづくり、社会参加の促進等につながっています。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	2,214	2,214	0	0	0	0	0	0	2,214	2,190	99%
平成28年度	2,214	2,214	0	0	0	0	-200	0	2,014	1,884	94%
平成29年度	1,884	1,884	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項	要綱により助成額が決まっています。しかし、1団体において、都営住宅の建て替えにより活動しないため助成対象外としました。										

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	要綱で助成金額が定められており、各クラブとも助成金額を上回る活動を行っているため、助成金額の減額は困難であると考えます。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	クラブ内では、①活動に参加している人②見守りのために訪問してもらっている会員に分かれており、今後後者が増加していくものと考えられます。 会員の見守りのための訪問等の活動は、老人クラブ単体ではなく、町会・自治会など他の団体と協働して取り組むことも必要になります。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	取組状況は様々ですが、各区で老人クラブに対する支援を実施しています。
区関与の必要性（実施する必要性）	高齢者がゆたかで自立した地域での生活支援をするため区が関与する必要性があります。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	会員数が減少傾向にあり、加入促進支援が必要です。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	町会・自治会など他の団体と協働して取り組んでいきます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	今後ますます高齢化が進行するという社会情勢を鑑みると、高齢者の引きこもり防止、介護予防、いきがいくりの推進につながる本事業は、継続する必要があると考えます。
② 効果性	4	老人クラブの活動回数から、活発な活動が行われていると評価できますが、クラブによって、参加人数、参加者に偏りがあります。
③ 効率性	5	老人クラブの自主的な活動を促進するため、金銭的支援は妥当です。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充（拡大または充実して実施）する必要があるもの。 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続（現状の内容で実施）する必要があるもの。 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。	

所管課による評価の理由（事業に対する取組方針）  ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	老人クラブの活動は、高齢者の孤立化を防ぎ、高齢者の生活を豊かなものとするため重要性を増しています。いきいきとした高齢社会の実現を目指す老人クラブへの助成は必要です。
---	--

No 71

## 平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	赤坂地区動物相談・指導	開始年度	平成 14 年度
所属	赤坂地区総合支所協働推進課協働推進係		
所管課長	赤坂地区総合支所協働推進課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(25) 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう努める		
施策名	⑧ 安全で安心できる生活環境の確保		

事業概要	
事業の目的	猫の不妊去勢手術費用の一部を助成し、飼い主のいない猫によるトラブルを減少させ、地域の良好な生活環境づくりを推進します。 港区総合支所庶務規程第11条協働推進係第21項（動物の愛護及び管理等に関すること）
事業の対象	区内に在住又は在勤の、飼い主のいない猫の保護管理者
事業の概要	飼い主のいない猫の不妊去勢手術の一部助成を行います。 地域での動物関係の苦情相談を受け、内容によっては生活衛生課および他部署と連携して対応します。
根拠法令	動物の愛護及び管理に関する法律、東京都動物の愛護及び管理に関する条例 港区猫の去勢・不妊手術補助金交付要綱

事業の成果												
指標	指標1	去勢・不妊手術の助成件数			指標2	苦情相談件数			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	70	67	95.7%	平成27年度	5	14	280.0%	平成27年度			
平成28年度	100	35	35.0%	平成28年度	14	14	100.0%	平成28年度				
平成29年度	60	—	—	平成29年度	14	—	—	平成29年度		—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	去勢・不妊手術の助成件数は前年度より大きく減少しました。 苦情相談件数は一定しています。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	521	521	0	0	0	0	0	0	521	444	85%
平成28年度	661	661	0	0	0	0	0	0	661	226	34%
平成29年度	400	400	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項	平成28年度の助成件数が減少したため、予算も縮小しました。										

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	手術する病院の枠を港区以外の病院にも拡大することで、手術する人の負担軽減を図るとともに、助成金額を抑えてコスト削減しています。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	今後も猫の苦情が見込まれます。手術費用に対する助成のニーズは続くと思われます。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	動物愛護に関する普及啓発はすべての区で実施しています。また、猫の不妊去勢手術の費用の助成は特別区で22区が実施しています。
区関与の必要性（実施する必要性）	猫の不妊去勢手術費用の一部の助成、及び猫の苦情対応等は、地域での動物愛護を推進するためにも必要な事業です。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	事業の効果を確実にするためには、捨て猫対策（主に啓発）が必要です。飼い主のいない猫に対し、不妊手術や地域猫の減少を図るための効果的な方策を検討していく必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	正しい知識を普及するための地道な啓発が重要であり、引き続きポスターや冊子の配布をしていきます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	地域の環境改善に対するニーズがあり、今後も事業の継続が必要です。
② 効果性	4	苦情相談件数は一定程度に抑えられているため、事業の実施は効果的です。
③ 効率性	4	啓発の手法については、今後も検討し、効率のいい手法を工夫していく必要があります。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
<ul style="list-style-type: none"> <li>・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充（拡大または充実して実施）する必要があるもの。</li> <li>・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続（現状の内容で実施）する必要があるもの。</li> <li>・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。</li> <li>・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。</li> <li>・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。</li> </ul>	

所管課による評価の理由（事業に対する取組方針）  ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	飼い主のいない猫対策として、不妊去勢手術が求められるため、今後も事業を継続していく必要があります。
---	---